

## (8) 関係協定書

- ア ソフトピアジャパン・アネックスと大垣市情報工房との複合施設の運営管理に関する協定書（案）
- イ 災害対策時施設利用協定（案）（岐阜県大垣警察署）
- ウ 岐阜県防災情報通信システム無線局の設置及び管理運用に関する協定書（案）  
（岐阜県防災課）

ソフトピアジャパン・アネックスと大垣市情報工房との  
複合施設の運営管理に関する協定書 (案)

岐阜県（以下「甲」という。）、大垣市（以下「乙」という。）、ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラツツ指定管理者（以下「丙」という。）及び大垣市情報工房指定管理者G・I・NETグループ（以下「丁」という。）とは、甲のソフトピアジャパン・アネックスと乙の大垣市情報工房との複合施設（以下「複合施設」という。）の運営管理に関し、四者の協力を約して、次のとおり協定を締結する。

(複合施設の位置、構造等)

第1条 複合施設の位置、構造等は、次のとおりとする。

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 位 置    | 大垣市小野4丁目35番地10  |
| (2) 構造及び規模 | 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造<br>地下1階地上5階建<br>建築面積 1,999.82m <sup>2</sup><br>延床面積 9,293.52m <sup>2</sup> |
| (3) 仕 様 等  | 所有区分図のとおり   |

(複合施設の所有区分)

第2条 複合施設の区分所有床面積は、次のとおりとし、詳細は、建物の床面積積算表並びに所有区分図に表示するところによるものとする。

甲の所有床面積	4,257.69m <sup>2</sup> ( 45.81 %)
乙の所有床面積	5,035.83m <sup>2</sup> ( 54.19 %)
計	9,293.52m <sup>2</sup> (100.00 %)

(複合施設の管理)

第3条 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）に定める複合施設の管理者は乙とする。

2 複合施設の運営管理について、詳細は所有区分図に表示するところにより、甲及び乙はそれぞれの専有部分を管理し、共用部分については、共同して管理する。

(ソフトピアジャパン・アネックスの管理委託)

第4条 丙は、別途甲と締結する「ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラツツの管理に関する基本協定書」に基づき、ソフトピアジャパン・アネックスの管理を実施する。

2 丙は、ソフトピアジャパン・アネックスの管理のうち、甲の専有部分並びに共有部分の建物保守・維持管理（共用設備・備品及び外構部分の管理を含む。以下同じ。）については、丁に再委託し、丁は乙の建物保守・維持管理に係るものと一括して管理する。

#### (管理運営委員会)

第5条 複合施設の円滑な管理運営を図るため、大垣市情報工房及びソフトピアジャパン・アネックス管理運営委員会（以下「管理運営委員会」という。）を置く。

2 管理運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、丙と丁との協議をもとに、別に定めるものとする。

#### (建物保守・維持管理費用の負担割合)

第6条 複合施設に係る電気料、水道料、ガス料金及び重油料金（以下「光熱水費等」という。）の丙及び丁の負担割合は、別表1によるものとする。

2 複合施設に係る請負業者との保守管理等業務委託（以下「保守管理等業務委託」という。）に要する費用の丙及び丁の負担割合は、別表2によるものとする。

3 複合施設において、共用施設・設備にあっては1件あたり60万円未満、共用備品にあっては1件あたり10万円未満の修繕等費用の丙及び丁の負担割合は、別表3によるものとする。

4 複合施設において、共用施設・設備にあっては1件あたり60万円以上、共用備品にあっては1件あたり10万円以上の修繕等費用の甲及び乙の負担割合は、別表4によるものとする。

#### (建物保守・維持管理費用等の支払)

第7条 前条第1項から第3項に基づく建物保守・維持管理費用は、丁が一括して支払うものとし、丙は別表1から3に基づき算出される丙の負担額を、別途丁との間で締結する建物保守・維持管理委託契約により、丁に支払うものとする。

3 前条第4項に基づく建物保守・維持管理費用は、乙が一括して支払うものとし、甲は別表4に基づき算出される甲の負担額を乙に支払うものとする。

#### (第三者に及ぼした損害)

第8条 保守管理等業務委託の処理及び修繕工事等の施工について、第三者に損害を及ぼしたときは、請負者の責に帰すべき事由により生じたものを除き、甲及び丙と乙及び丁は、相互に協議の上、その損害を賠償しなければならない。

#### (共同防火管理)

第9条 複合施設の共同防火管理については、消防法（昭和23年法律第186号）に規定するところにより、丙と丁で協議して定めるものとする。

2 共同防火管理に係る連絡窓口は、丁とし、その変更等手続事務は、丙と事前に協議して丁が代表として行うものとする。

#### (協定期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から大垣市情報工房指定管理期間満了日の令和3年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、必要に応じて、甲及び丙と、乙及び丁との協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁の四者記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

令和2年4月1日

甲 岐阜市薮田南2丁目1番1号  
岐阜県  
代表者 岐阜県知事 古田 肇

乙 大垣市丸の内2丁目29番地  
大垣市  
代表者 大垣市長 小川 敏

丙 大垣市加賀野4丁目1番7号  
ソフトピアジャパンセンター及び  
県営住宅ソピア・フラツツ指定管理者  
代表者

丁 大垣市小野4丁目35番地10  
大垣市情報工房指定管理者  
共同事業体 G・I・NETグループ  
代表者 グレートインフォメーションネットワーク株式会社  
取締役社長 三輪 高史

別表 1

## 光熱水費等の種類及び負担割合

種類		負担割合の算定方法	負担割合 (%)		
			丁	丙	
電気料金	基本料金	床面積比率で算定	5 4.1 9	4 5.8 1	
	使用料金	専有部分：実績額	—	—	
		共用部分：床面積比率で算定	5 4.1 9	4 5.8 1	
		注：専有・共用の各メーターで計量される使用実績を積算基礎とする。但し、熱源機械、冷却塔に係る部分は、ガス料金の負担割合とする。			
ガス料金		冷却・加熱能力比率で算定	9 5.2 0	4.8 0	
		注：共用メーターで計量される使用実績を積算基礎とする。			
上水道料金	基本料金	床面積比率で算定	5 4.1 9	4 5.8 1	
	使用料金	専有部分：実績額	—	—	
		共用部分：床面積比率で算定	5 4.1 9	4 5.8 1	
		注：専有・共用の各メーターで計量される使用実績を積算基礎とする。			
下水道料金	基本料金	床面積比率で算定	5 4.1 9	4 5.8 1	
	超過料金	専有部分：実績額	—	—	
		共用部分：床面積比率で算定	5 4.1 9	4 5.8 1	
		注：上水道の使用実績を算定基礎とする。			
	便器基礎	専有部分：実績額	—	—	
		共用部分：床面積比率で算定	5 4.1 9	4 5.8 1	
		注：便器の種類及び配置個数路算定基礎とする。			
重油料金		床面積比率で算定	5 4.1 9	4 5.8 1	
電話料金（1階警備員室 内設置運転管理及び保安 警備業務用外線電話）		床面積比率で算定	5 4.1 9	4 5.8 1	

別表2

## 保守管理等業務の種類及び負担割合

No. 1

種類	負担割合の算定方法	負担割合 (%)	
		丁	丙
昇降機保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
自動ドア保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	60.73	39.27
身障者便所引戸保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	50.84	49.16
避難用器具保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	50.00	50.00
消火器保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	53.52	46.48
二酸化炭素消火設備保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
防火扉・防煙たれ壁保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	54.19	45.81
自動火災報知設備保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
防火・防排煙設備保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
誘導灯設備保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	56.09	43.91
非常照明設備保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	57.89	42.11
非常放送設備保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
電気設備保安管理	床面積比率で算定	54.19	45.81
直流電源装置保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
非常用発電装置保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
中央監視施設保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81

種類	負担割合の算定方法	負担割合 (%)	
		丁	丙
入退室管理施設保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	40.89	59.11
侵入監視設備保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
監視テレビ設備保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	51.40	48.60
電話交換機設備保守点検	各施設所有回線数比率で算定	86.01	13.99
ガス漏れ火災警報設備保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
自動制御機器保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
吸収冷温水発生機保守点検	専有部分は冷却・加熱能力で、共用部分は冷却・加熱能力を床面積比率で案分し、それらを合算し算定	95.20	4.80
冷却塔保守点検	専有部分は冷却・加熱能力で、共用部分は冷却・加熱能力を床面積比率で案分し、それらを合算し算定	95.20	4.80
ポンプ類保守点検	専有部分は冷却・加熱能力で、共用部分は冷却・加熱能力を床面積比率で案分し、それらを合算し算定	95.20	4.80
ターミナルエアハン保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	90.28	9.72
全熱交換器保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	39.23	60.77
パッケージ型空調機保守点検	専有部分は配置台数で、共用部分は配置台数を床面積比率で案分し、それらを合算して算定	34.72	65.28
衛生関係ポンプ類保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
消防用消火設備保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
貯水槽清掃保守点検	床面積比率で算定	54.19	45.81
水質検査	床面積比率で算定	54.19	45.81
その他保守・点検業務	床面積比率で算定	54.19	45.81

種類	負担割合の算定方法	負担割合 (%)	
		丁	丙
清掃業務	専有部分：実績額で負担	—	—
	共用部分：床面積比率で算定	54.19	45.81
設備運転管理及び保安警備業務	県・市施設 共通及び 県施設のみ の開館日	昼間及び夜間1人分： 床面積比率で算定	54.19 45.81
		夜間1人分：夜間警備 時間における施設稼働 時間比率で算定	10.672 89.328
	県・市施設共 通の休館日	床面積比率で算定	54.19 45.81
植栽管理業務	床面積比率で算定	54.19	45.81
契約事務等業務（県・市 施設の開館日における案 内業務を含む。）	床面積比率で算定	54.19	45.81

別表3

## 修繕等費用の種類及び負担割合

(1件あたりの修繕等費用が60万円未満の共用施設・設備及び10万円未満の共用備品)

種類	負担割合の算定方法	負担割合 (%)	
		丁	丙
共用施設設備・備品修繕料	修繕等費用が属する保守管理等業務の種類に応じ、別表2に定める負担割合を適用	—	—
共用設備管理用消耗品費	修繕等費用が属する保守管理等業務の種類に応じ、別表2に定める負担割合を適用	—	—

別表4

## 修繕等費用の種類及び負担割合

(1件あたりの修繕等費用が60万円以上の共用施設・設備及び10万円以上の共用備品)

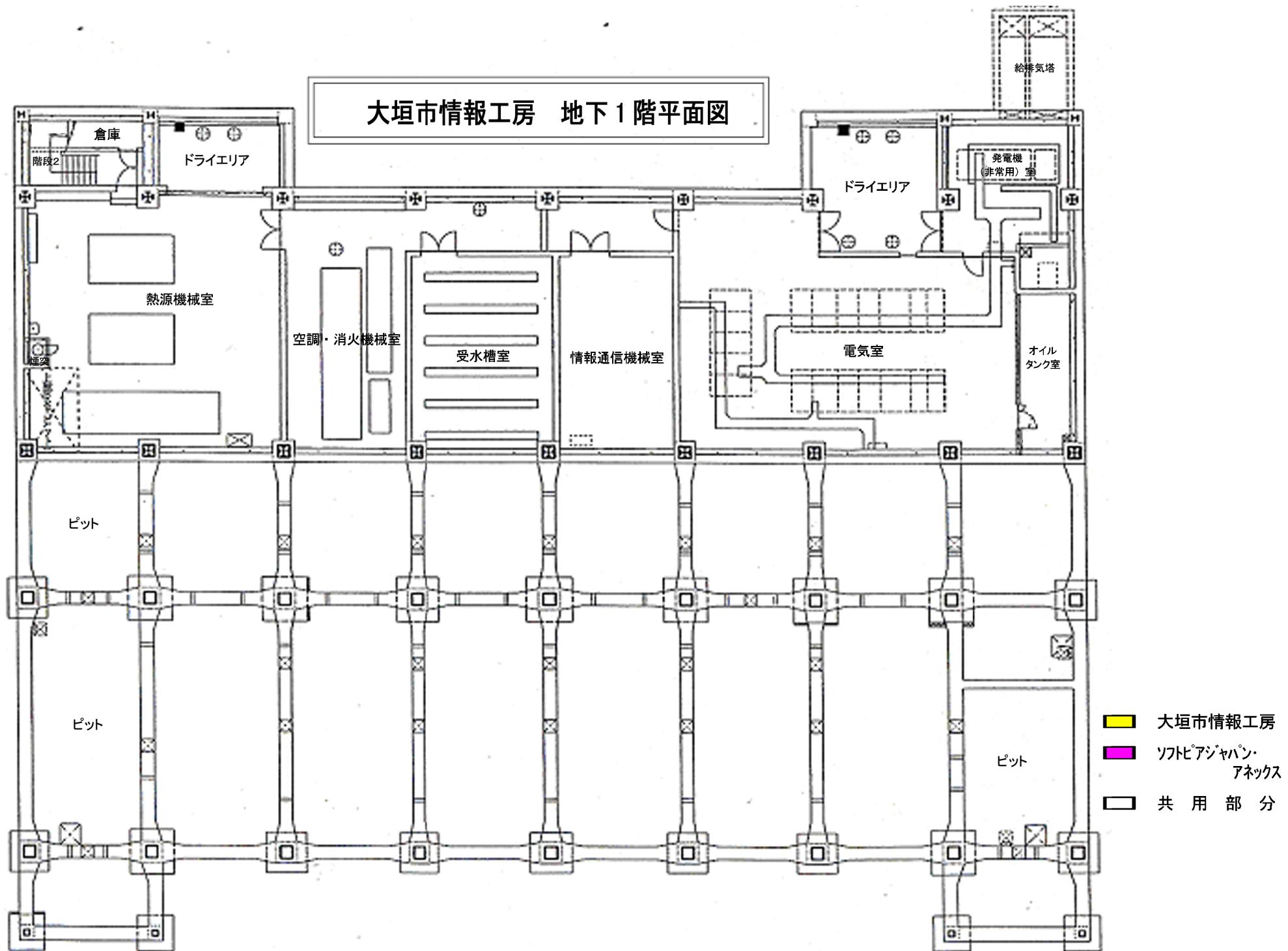
種類	負担割合の算定方法	負担割合 (%)	
		乙	甲
共用施設設備・備品修繕料	丁は乙に、丙は甲に読み替えを行い、修繕等費用が属する保守管理等業務の種類に応じ、別表2に定める負担割合を適用	—	—
共用設備管理用消耗品費	丁は乙に、丙は甲に読み替えを行い、修繕等費用が属する保守管理等業務の種類に応じ、別表2に定める負担割合を適用	—	—

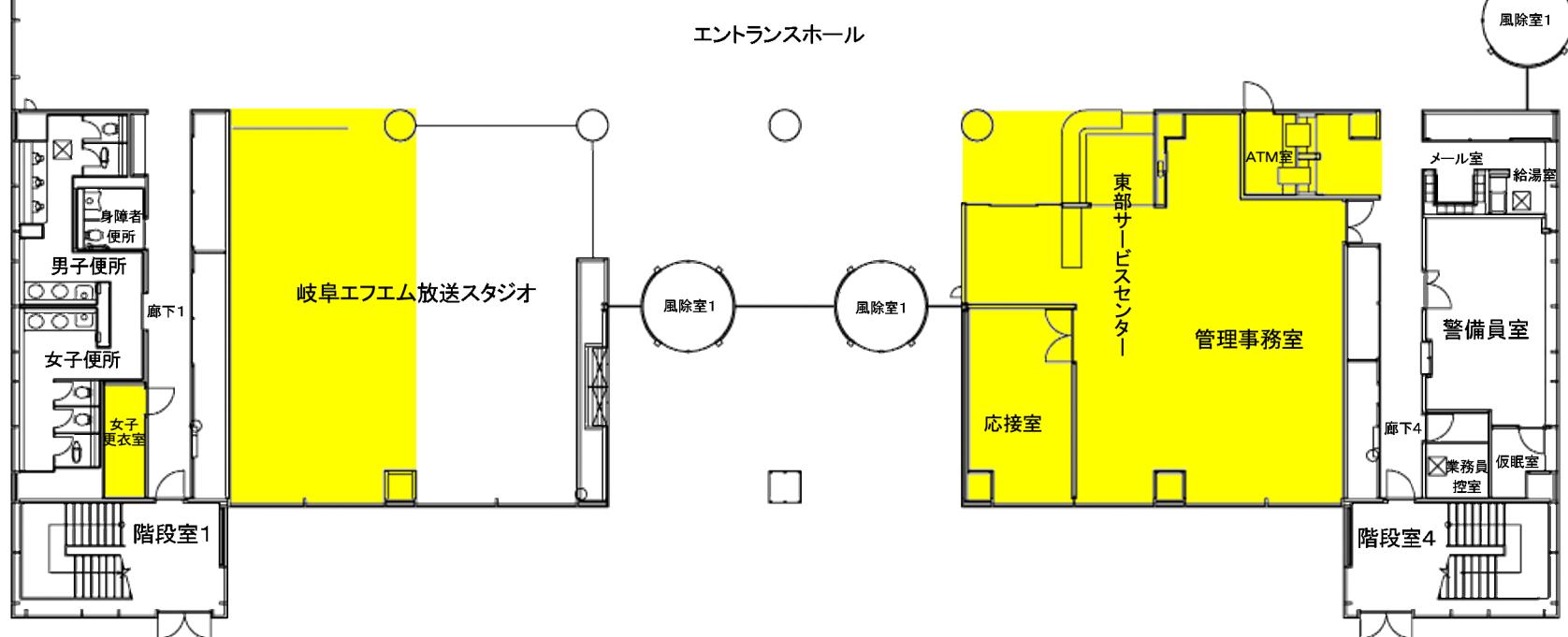
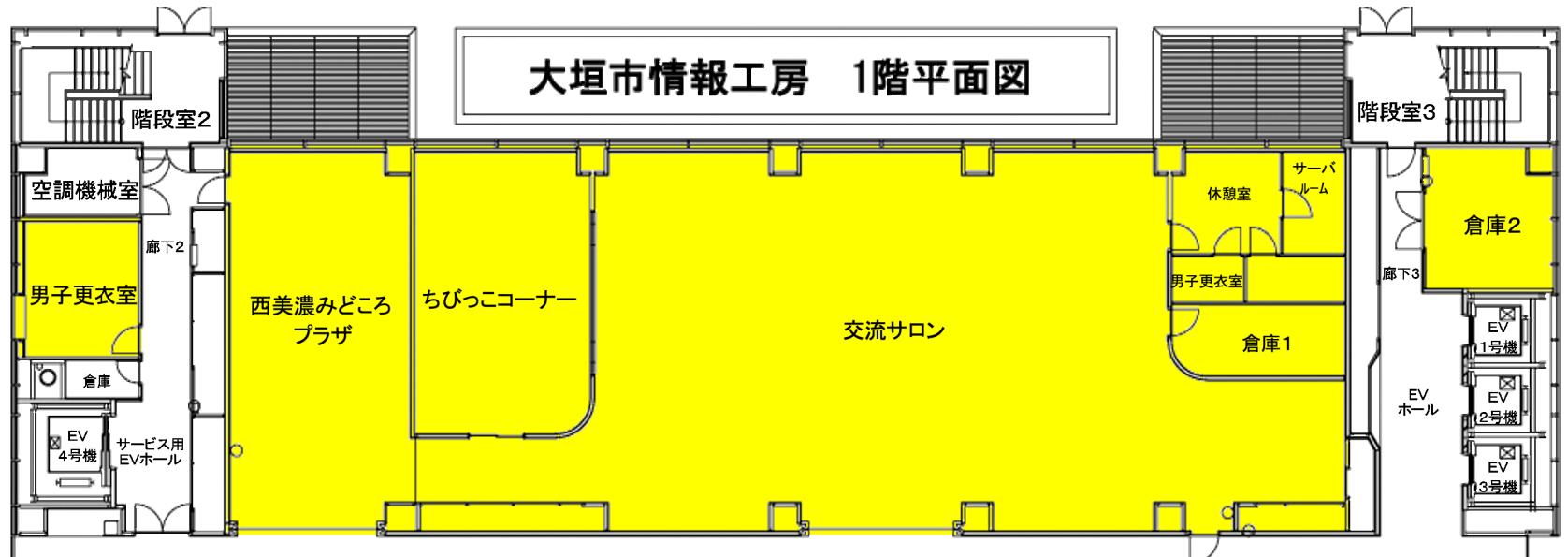
■ 大垣市情報工房及びソフトピアジャパン・アネックス複合施設の床面積積算表

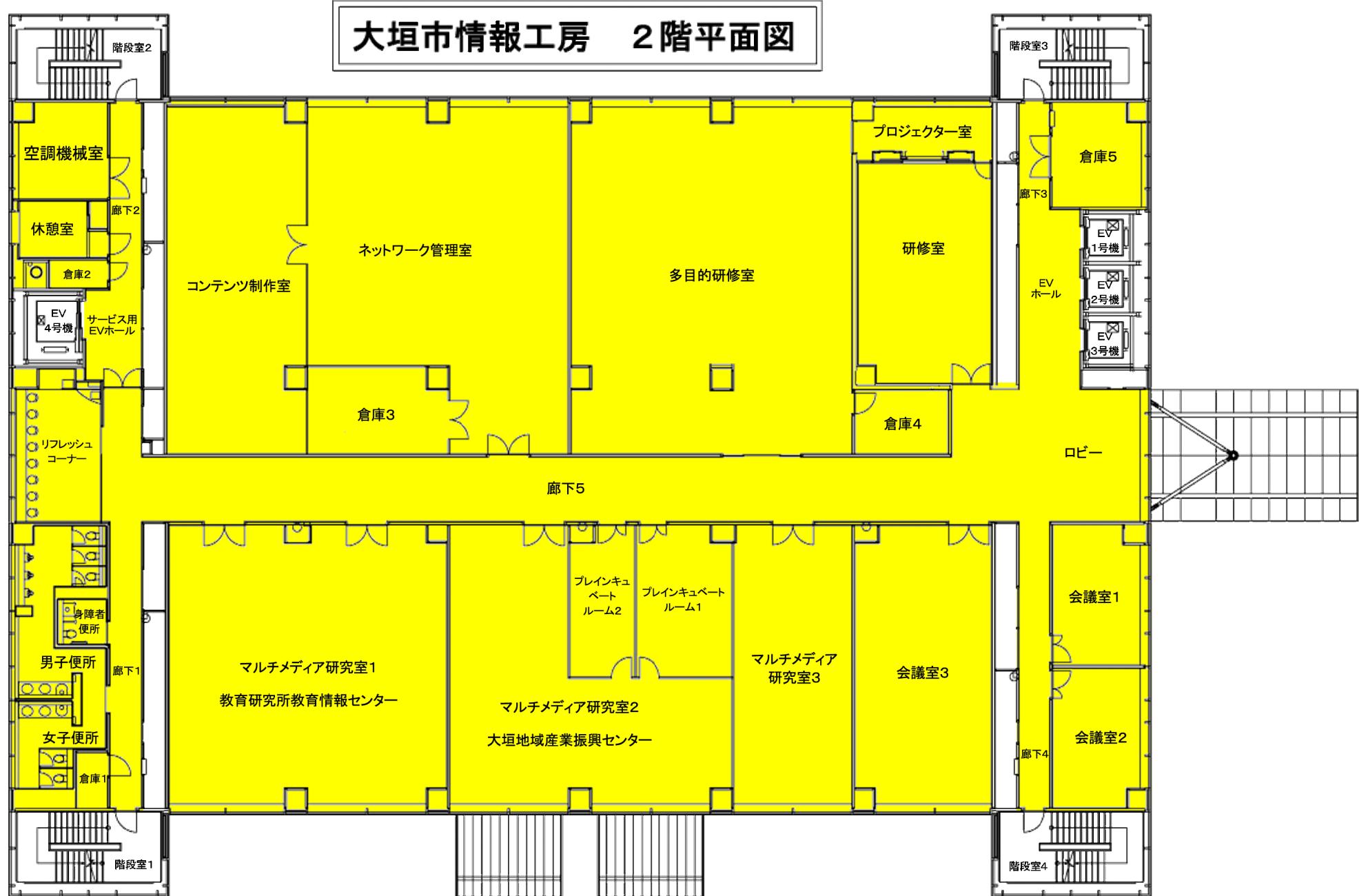
各階面積（区分所有による算定方式）

単位：m<sup>2</sup>

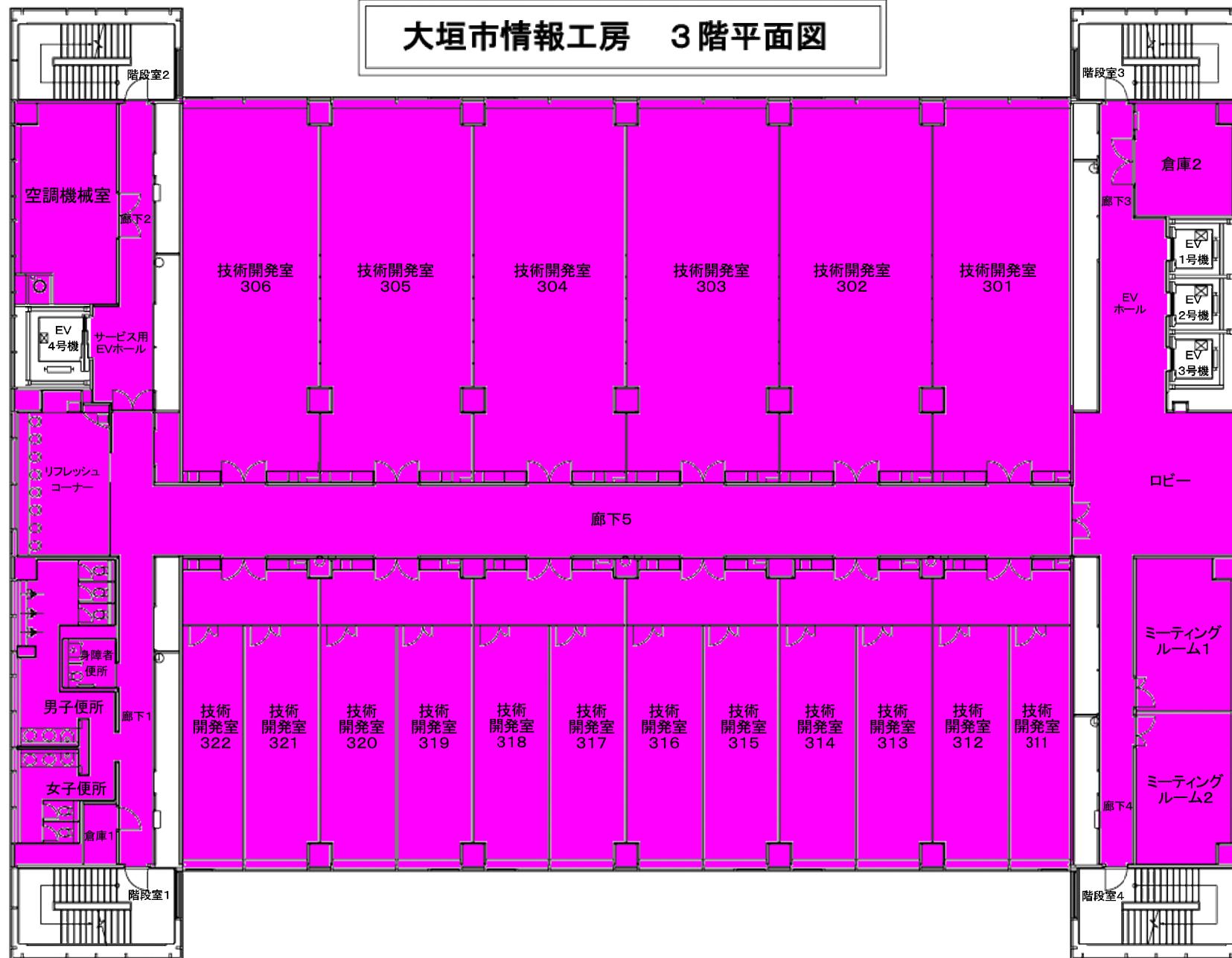
	専有部分			共有部分	計
	県	市	小計		
6階		72.06	72.06	95.94	168.00
5階		1,298.98	1,298.98	171.60	1,470.58
4階	1,572.68		1,572.68	197.33	1,770.01
3階	1,572.68		1,572.68	197.33	1,770.01
2階		1,572.68	1,572.68	197.33	1,770.01
1階		776.31	776.31	913.84	1,690.15
B1階				654.76	654.76
小計	3,145.36	3,720.03	6,865.39	2,428.13	9,293.52
持分比率	45.81%	54.19%			
共用部分	1,112.33	1,315.80	2,428.13		
合計	4,257.69	5,035.83	9,293.52		

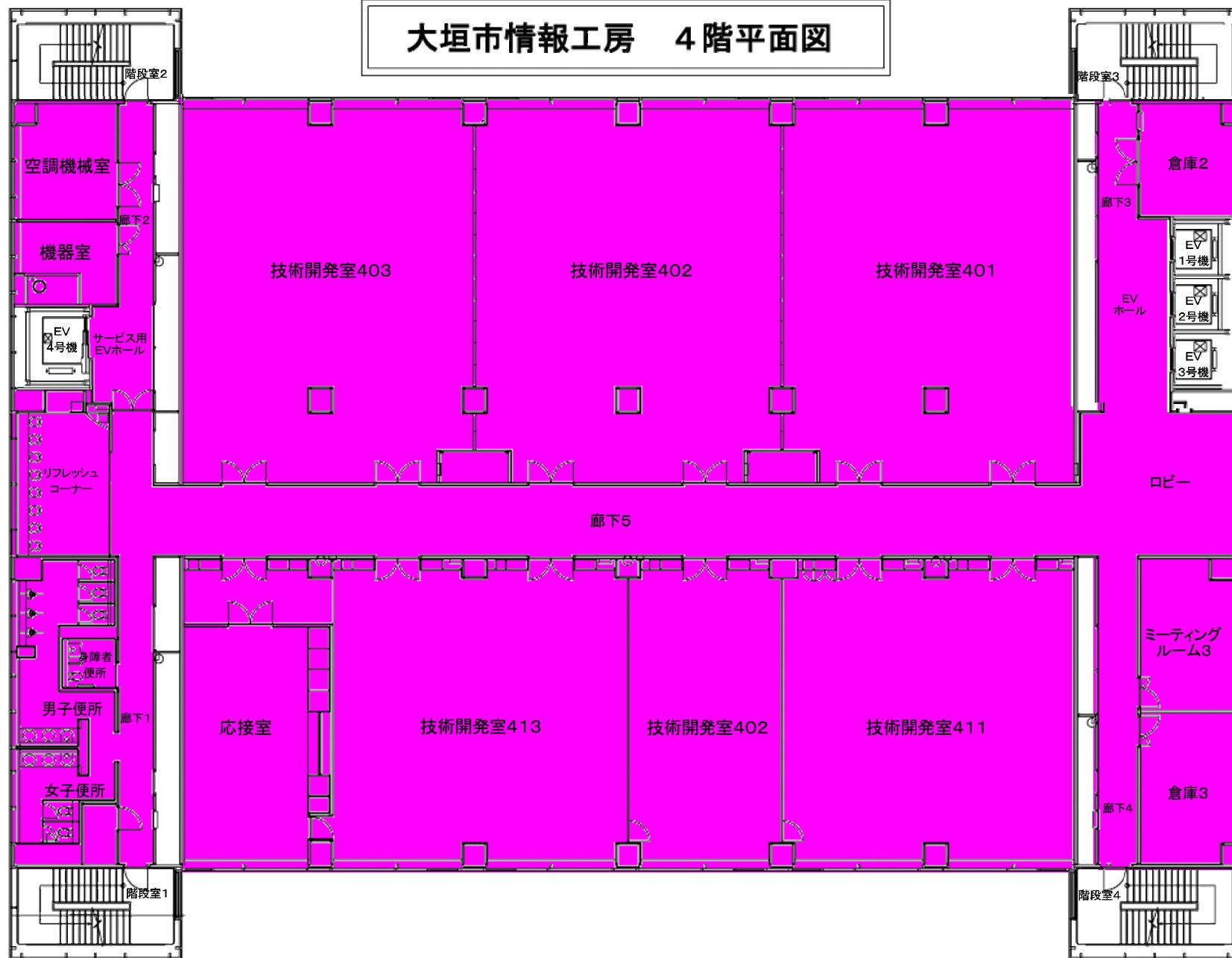




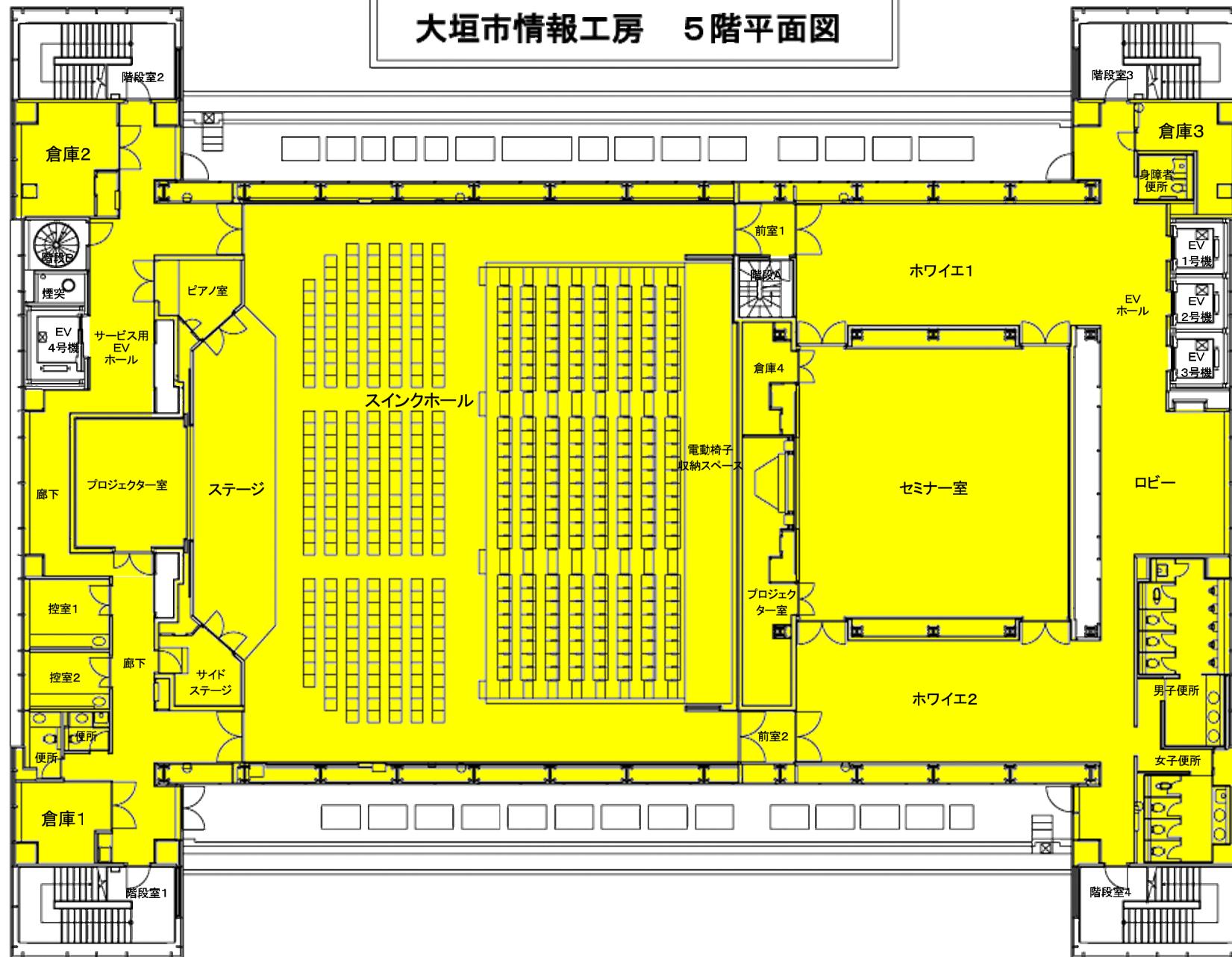


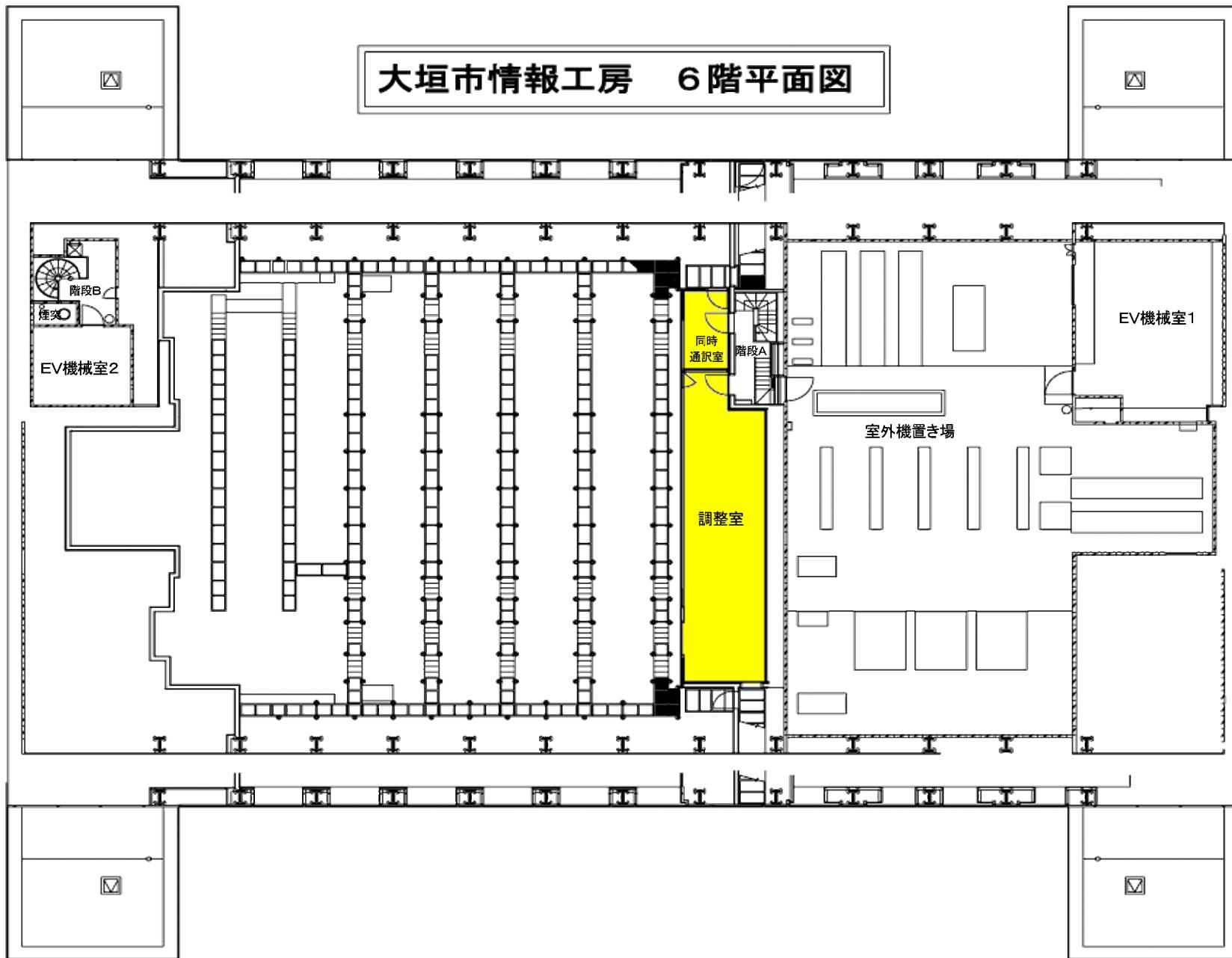
## 大垣市情報工房 3階平面図





## 大垣市情報工房 5階平面図





## 災害対策時施設利用協定（案）

ソフトピアジャパンセンター及び県営住宅ソピア・フラツツ指定管理者（以下「甲」という。）と、岐阜県大垣警察署（以下「乙」という。）との間に、災害の発生等により岐阜県大垣警察署が倒壊若しくは危険な状態で業務遂行不能となった場合（以下「非常時」という。）に、乙が甲の管理するソフトピアジャパン ドリーム・コア（以下「ドリーム・コア」という）の実習室・研修室（以下「会議室」という。）を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、非常時において、乙が執務室としてドリーム・コアの3階実習室1（178.3 m<sup>2</sup>）・研修室1（183.6 m<sup>2</sup>）を使用する場合において、乙が甲にその使用について協力を要請するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （事務室等の使用上の注意事項等）

第2条 乙は、非常時に、ドリーム・コアの会議室を執務室として使用する必要があるときは、事前に口頭により甲に会議室の使用を打診し、その後書面にて要請するものとする。なお、甲は、ドリーム・コアの管理運営に支障があると認められる場合を除き、乙からの要請を受けたときは、乙に会議室を使用させるものとする。

2 乙は、前条に定める会議室のほか、ドリーム・コアの施設設備又は備品を使用する必要が生じた場合は、事前にその使用を打診し、その後書面にて要請するものとし、甲は、乙からの要請を受けたときには、ドリーム・コアの管理運営に支障があると認められる場合を除き、乙に使用させるものとする。

3 乙が非常時に使用する会議室、施設設備及び備品（以下「会議室等」という。）に関する使用上の注意事項は、次のとおりとする。

- (1) 会議室等の使用期間は、乙の要請に基づき甲が必要と認めた期間とする。
- (2) 乙は、会議室等の使用にあたり、甲から指示を受けた場合は、その指示に従い適正に使用しなければならない。
- (3) 乙は、会議室等を使用する必要がなくなったときは、すみやかに退去とともに、乙の負担により原状に復旧しなければならない。
- (4) 乙は、会議室等の使用にあたって、ソフトピアジャパンセンター内にて定められている関連規則等を遵守しなければならない。

### （費用負担）

第3条 甲は、乙が使用する会議室等の施設利用料金を免除する。

2 乙は、会議室等の使用に伴い発生する費用（施設利用料金を除く）については負担するものとする。

(連絡責任者の通知)

第4条 甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。  
2 甲及び乙は、前項の事項に変更があるときは、すみやかに通知するものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。  
ただし、期間満了時までに甲及び乙から特段の意思表示をしないときは、この協定を  
更に1年更新するものとする。以後、この例による。  
2 甲が協定期間満了日前に指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、指定が取  
り消された日までとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項及び本協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙が協議  
して定めるものとする。

(適用)

第7条 この協定は、令和2年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者押印のうえ各自その1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 ソフトピアジャパンセンター及び  
県営住宅ソピア・フラツツ指定管理者

代表者

乙 岐阜県大垣警察署長

## 岐阜県防災情報通信システム無線局の設置及び管理運用に関する協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）とは、甲の設置する岐阜県防災情報通信システム無線局（以下「無線局」という。）の設置及び管理運用について次のとおり協定する。

### （趣旨）

第1条 この協定書は、災害対策にかかる事務及び一般行政事務に関し、緊密な連絡を図るため、無線局の設置及び管理運用に関して必要な事項を定めるものとする。

### （無線局の設置）

第2条 甲は、甲に属する無線局を、乙の管理するソフトピアジャパンセンター・センタービル（以下「本件建物」という。）内に設置する。

2 無線局に設置する設備は（別表－1）による。

### （設備の運用等）

第3条 無線局の設備の運用は、甲が行う。

2 乙は、甲が行う無線局の設備の運用に付帯する業務（FAX送受信テストの補助、FAXに使用する消耗品の交換又は補充、その他これらに類する軽微な業務であって甲乙間で別途協議により決定したもの。）（以下「付帯業務」という。）を無償で行うものとする。

3 前項に定める付帯業務を行う職員の給与及びその他の給付は、すべて乙の負担とし、当該職員の服務については、乙の関係規程を適用する。

### （設備の管理）

第4条 乙は、無線局の設備を善良なる管理者の注意をもって保管するものとする。

2 乙は、無線局の設備について、盗難、滅失又は破損が生じたことを知ったときは、直ちに甲に報告するものとする。

3 甲は、無線局の設備の維持管理に必要な保守点検を実施するものとする。

### （無線局の経費の負担）

第5条 無線局の維持管理・運用等に要する経費の負担区分は（別表－2）によるものとする。

### （無線局の設備の変更等）

第6条 甲は、無線局の設備の変更、移設、増設又は廃止をしようとするときは、あらかじめ乙に通知するものとし、これらに伴う必要事項は甲乙協議の上決定するものとする。また、乙は、乙の都合により本件建物内で無線局の設備の移設を必要とするときは、あらかじめ甲と協議するものとする。

2 前項の規定により本件建物内で変更、移設又は増設した無線局の設備の管理運営については、この協定の定めるところによるものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までとする。  
ただし、この有効期間内であっても、甲が無線局を廃止したとき、又は乙が本件建物の管理者でなくなったときは、この協定は終了する。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

以上のとおり協定した証として、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年　　月　　日

甲　　岐阜県代表者　岐阜県知事　古田　　肇

乙

別表－1 無線局に設置する設備

ソフトピアジャパン

装 置 名	規 格	数 量	単 位	備 考
260MHz帯半固定無線装置		1	台	
GW (ゲートウェイ)		1	台	
機器収容ラック	ハーフサイズ	1	架	
専用電話		1	台	
切替器		1	台	
兼用FAX		1	台	
ルータ (回線接続用)		1	台	
UPS	100V 1kVA 10min	1	台	
SPD	クラスII	1	面	
積算電力盤		1	面	
交流分電盤	端末局UPS+4回路	1	面	

別表－2 経費の負担区分

経 費	負担区分
耐用年数経過による更新工事に要する経費	甲
地震、落雷等自然現象による事故の補修工事に要する経費	甲
設計上その他の改造工事に要する経費	甲
再免許に際し、総務大臣の指示により変更工事を必要とする場合の改造工事に要する経費	甲
甲の都合により、無線局の設備の変更、移設、増設又は廃止工事をする場合の当該工事に要する経費	甲
乙の都合により、無線局の設備の移設工事をする場合の当該工事に要する経費	乙
乙の過失により、無線局の設備について、盗難、滅失又は破損が生じた場合に要する経費	乙
無線局の設備の保守点検に要する経費	甲
無線局の設備の故障修理に要する経費	甲
衛星通信回線利用に要する経費	甲
甲乙間を結ぶ事業者回線利用に要する経費	甲
無線局の運用に要する電気代、消耗品代（記録紙、インク等）、その他付帯業務に要する経費	乙
電波法第6条の規定による無線局免許申請及び同法第10条の落成検査の手数料	甲
電波法第13条第1項ただし書きの再免許の申請手数料	甲
電波法第18条の規定による変更工事の検査手数料	甲
電波法第73条の規定による定期検査の手数料	甲